



島根県報

平成22年4月16日（金）

第2,179号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	（高齢者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良事業変更計画書の縦覧	（農村整備課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（　　　　　）	3
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	3
保安林の指定（2件）	（　　　　　）	4
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	5
公有水面埋立免許の出願	（港湾空港課）	5

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6
---------------	---------	---

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文化財課）	7
島根県指定天然記念物の指定の解除	（　　　　　）	7

【正 誤】

平成22年3月26日付け島根県報号外第46号中	（道路維持課）	8
-------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第298号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
医療法人徳祐会	介護老人保健施設	ケアセンター三笠	邑智郡邑南町上田所39番地5	平成22年 4 月 1 日

島根県告示第299号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
池田診療所	大田市三瓶町2267番地1	精神通院医療	平成22年 4 月 1 日
セラ薬局ポエム店	松江市東津田町1198番地6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年 4 月 1 日
メロディ薬局	出雲市上塩冶町1742番地8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年 4 月 1 日
ファーマシィさかえ薬局	大田市仁摩町仁万562番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年 4 月 1 日
訪問看護ステーション社日ケアセンター	安来市安来町1278番地5	育成医療 更生医療	平成22年 4 月 1 日

島根県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲町	金川地区区画整理事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）	土地改良事業変更計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第301号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
砂子原地区農道事業（県営基幹農道整備事業）	平成22年 3 月26日

島根県告示第302号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市日白町字ヒハダ169統1、169統2、字大向438-1、439、440
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第303号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井226、227-1、228-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第304号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市美保関町雲津341

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市矢尾町字石臼1177-2、1178、1179

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第306号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

出雲市十六島町792 山根尚光

〃 塩津町236 松村宏美

〃 小伊津町1548 金築義信

イ 加入区

平田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

松江市鹿島町御津462-4 小笹伸明

〃 900-3 田中昭二

〃 474 金崎幸徳

イ 加入区

御津加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第307号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4 月16日

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県松江市美保関町七類3251番11の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 七類四等三角点（北緯35度34分26秒、東経133度13分18秒）から60度53分18秒、435.95メートルの地点

②の地点 ①の地点から212度18分11秒、6.71メートルの地点

③の地点 ②の地点から207度48分18秒、5.62メートルの地点

④の地点 ③の地点から343度11分41秒、8.87メートルの地点

ウ 面積

38.20平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市美保関町七類3251番2、3251番地11、3264番地1及び道路敷の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 七類四等三角点（北緯35度34分26秒、東経133度13分18秒）から62度38分57秒、419.78メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から345度40分19秒、35.01メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から77度18分31秒、24.00メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から167度18分31秒、35.00メートルの地点

ウ 面積

822.50平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願の年月日

平成22年3月31日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、松江県土整備事務所及び松江市役所

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月16日

島根県知事 溝口善兵衛

1 開発区域

安来市黒井田町字小馬木1813番4、1813番6、1813番7、1813番8、1815番2、1815番3、1815番4、1815番5、1815番6、1811番1、1815番、1815番7、1815番8、1815番9、1815番10、1815番11、1815番12、1815番13、1815番14、1815番15、1815番16、1815番17、1815番18、1815番19、1815番20、1815番21、1815番22、1815番23

面積 9521.94平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市富士見町1番84

堅信寺代表 加藤富生

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 4月16日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	出雲大社境外社			宗教法人出雲大社
	神魂伊能知奴志神社本殿	1棟	出雲市大社町杵築東182	
	大穴持御子玉江神社本殿	1棟	出雲市大社町修理免920	
	大穴持御子神社本殿	1棟	出雲市大社町杵築東220-1	
	上宮本殿	1棟	出雲市大社町杵築北2962-1	
	上宮拝殿	1棟	出雲市大社町杵築北2962-1	
	出雲井神社本殿	1棟	出雲市大社町修理免1322	

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和44年島根県教育委員会告示第5号で指定し、平成18年島根県教育委員会告示第4号で改正した次の天然記念物の一部を同条例第32条第1項の規定により解除したので、同告示中

「

天然記念物	諏訪神社参道杉並木	18株	邑智郡邑南町矢上	諏訪神社
-------	-----------	-----	----------	------

」

を

「

天然記念物	諏訪神社参道杉並木	16株	邑智郡邑南町矢上	宗教法人諏訪神社
-------	-----------	-----	----------	----------

」

に改める。

平成22年 4月16日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

正**誤**

平成22年 3 月26日付け島根県報号外第46号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第222号の 表中	左記の A 及び B は、関係 図面に表示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 一部廃道	左記の A 及び B は、関係 図面に表示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管